

浄化槽の設置届出に先立つ放流先確認の流れ

参 考

1. 設置する場所が下水道の供用開始区域かどうかの確認をしてください
(確認方法:市役所低層棟3階 下水道営業課の窓口にある供用開始台帳により確認できます。)

2. **下水道供用開始区域外ですか**

区域内 → 下水道供用開始区域内では、浄化槽を使用せず下水道に接続する必要があります。
(下水道法)

区域外 → 若葉区と緑区の一部には市の農業集落排水施設が敷設されていることがあります。
農業集落排水施設に接続できるかどうかは、下水道整備課農業施設事業班
(043-245-5762)にご相談ください。

3. **放流しようとしている先は道路側溝(U字溝)ですか**

U字溝ではない → 雨水管や水路等の場合は、下水道維持課(市役所低層棟3階)で確認してください。
下水道維持課管轄の管渠・水路等については、接続承認申請が必要です。
(私設の排水管の場合は、所有者への確認も必要です。)

U字溝である

4. **そのU字溝は市道に設置されていますか。**

市道ではない → 私道に設置された私設の排水溝については、その管理者から接続・放流の
承諾を得てください。内容を書面にしておくといでしょう。
(無断で接続・放流するとトラブルの原因となります。)

市道である → 承諾(書)取得

5. 設置場所を管轄する土木事務所に、市道のU字溝の放流先の確認を依頼してください
(中央・美浜、花見川・稲毛、若葉、緑 の4土木事務所)

- ・ 私道の排水が市道以外に流出しているときは、その管理者にご確認ください。
- ・ U字溝は放流が途切れている場合があり、そのような場所で接続・放流すると、
土壌・地下への浸透により環境悪化につながる恐れがあります。

6. **放流先を確認できましたか**

できない
(土木事務所等に不可と言われた) → 適切な放流先を確認できないときは、敷地内で放流水を処理する装置
(蒸発拡散装置)を使用して浄化槽を設置できることがあります。
詳細は収集業務課浄化槽班(043-245-5251)にお問い合わせください。

確認できた

浄化槽設置届出書を作成、必要書類を添えて提出してください。
提出先: 収集業務課 浄化槽班 (TEL:043-245-5251)

- ・ 放流先には上記以外も様々な形態があります。ご不明の点は収集業務課へお問い合わせください。
- ・ 上記の他に、浄化槽の処理対象人員が101人以上の場合は、環境規制課(245-5194)への届出が必要です。
- ・ 確認申請を伴う場合は、浄化槽調書を作成し、確認申請書に添付してください。(この場合、設置届出書の提出は不要です)